

○やまと広域環境衛生事務組合財政調整基金条例

(平成29年3月31日条例第1号)

(設置)

第1条 財源の調整を図り、やまと広域環境衛生事務組合財政の健全な運営に資するため、やまと広域環境衛生事務組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額

(2) 一般会計歳入歳出決算上生じた剰余金の全額又はその一部

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。